

令和8年度未受診の被保険者への受診勧奨業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度未受診の被保険者への受診勧奨業務（以下「業務」という。）

2 業務の目的

広島県市町国民健康保険被保険者の生活習慣病の発症・重症化予防を推進し、健康の維持増進や生活の質の向上とともに医療費の適正化を図る。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

4 業務の内容

広島県市町国民健康保険被保険者の特定健康診査のフォロー事業として、健康診査結果に異常値があるにもかかわらず、生活習慣病に係る病名での未受診者（以下「対象者」という。）に対し、通知物の発送による医療機関への受診勧奨を実施するとともに、その効果検証を行う。

(1) データ提供

受注者は発注者及び別表1の県内市町（以下「市町」という。）より別表2のデータ提供を受ける。

なお、業務を実施する上で、別表2に定めがなく、国保データベースシステム、特定健診等データ管理システム及び国保総合システム等から抽出可能なデータが必要な場合、その対応について発注者と受注者で協議する。

(2) データ分析及び対象者の選定

4(1)によりデータ提供を受け、突合や欠損値の処理など必要なデータ加工等及び分析を行い、次のア～オにより受診勧奨対象者を抽出する。

ア 対象者候補の抽出

次の(ア)～(ウ)の全ての条件に該当する者を抽出する。

(ア) 令和7年度の特定健康診査の健診結果情報から次表a～mの抽出条件に該当する者

番号	検査項目	判定値
a	空腹時血糖	126mg/dl 以上
b	随時血糖	200mg/dl 以上
c	ヘモグロビンA1c	6.5% 以上
d	収縮期血圧	140mmHg 以上
e	拡張期血圧	90mmHg 以上
f	空腹時中性脂肪	300mg/dl 以上
g	随時中性脂肪	300mg/dl 以上
h	LDLコレステロール	140mg/dl 以上
i	Non-HDLコレステロール	170mg/dl 以上
j	尿蛋白	1+ 以上
k	eGFR（血清クリアランス値より算出）	60ml/分/1.73 m ² 未満
l	血清尿酸	8.0 mg/dl 以上
m	血色素量	12.0g/dl 以下(男性) 11.0g/dl 以下(女性)

(イ) レセプトデータと照合して4(2)ア(ア)の検査値に対応する生活習慣病に係る病名で未受診の者

- (ウ) 令和9年3月31日時点で40歳以上75歳未満の者
- (エ) 4(2)ア(ア)～(ウ)に該当する者で、対象者候補として適切でない者（がん患者等）については、除くものとする。

イ 対象者候補名簿等の作成

4(2)アによる抽出に当たり、市町ごとに区分し、Microsoft Excel形式等の電子データで次の(ア)～(ソ)等の項目を記載した対象者候補名簿を作成し、発注者及び市町に提出する。

(ア) 氏名(カタカナ表記)	(イ) 被保険者の記号・番号
(ウ) 受診券整理番号	(エ) データ管理番号
(オ) 性別	(カ) 生年月日
(キ) 特定健康診査受診日	(ク) 健診受診日時点年齢
(ケ) 4(2)ア(ア)a～mの検査値	(コ) 医師の診断(判定)
(サ) 特定健康診査実施機関名	(シ) 健診結果情報
(ス) 医療機関受診状況	(セ) 疾病・投薬状況
(ソ) CKD重症度分類	

ウ 除外者名簿の作成

4(2)ア(エ)により除外した者について、除外者名簿を作成し、発注者及び市町に提出する。

なお、除外者名簿に記載する項目は、4(2)イと同一の項目に、除外理由を追加したものとすること。

エ 対象者の決定

市町が勧奨に適さないと判断した者等を対象者から除外し、最終的な受診勧奨対象者を決定する。

なお、決定に当たっては、必要に応じて対象者の加除を行うものとする。また市町が選定を行う期間は5営業日以上を見込むこと。

オ 対象者名簿(連番付)の作成

対象者の決定後、速やかに連番を付した対象者名簿を作成し、受診勧奨通知等を発送する前に発注者及び市町に提出する。

(3) 通知による医療機関への受診勧奨の実施

4(2)エで決定した最終的な受診勧奨対象者に対して、医療機関への受診勧奨を通知物の発送によって実施する。

ア 発送通数

13,000通を上限とする。

イ 受診勧奨資材の作成等

ソーシャルマーケティングやナッジ理論等の手法を活用し、医療機関への受診を促す効果的な通知物の資材を作成する。

(ア) 通知書の作成

- a 用紙サイズはA4判又はA3判とする。
- b 内容は2種類のデザインや勧奨文を提案し、市町が選択できる仕様とする。
- c 発注者が提供する広島県公式ホームページに掲載予定の当該事業概要についてのQRコードを貼付することを前提に作成する。
- d 発注者及び市町の要望に応じて修正等を行う。

(イ) 通知物の印刷及び封筒等

- a リーフレット等の封入、又は圧着形式で通知物を作成する。
- b 封筒等通知物の外装デザインは県の要望による修正を行い、開封を促す工夫を行うこと。
- c 発信者は市町(組織)名とし、宛名等の外字対応が困難な場合は、発注者と協議の上、別途対応する。

ウ サンプルの納品

修正終了後、発信者名等を記入した通知物のサンプル（電子ファイル）を発注者及び市町に納品する。
また、当該通知物印刷後は速やかにサンプル（紙資料）を発注者に納品する。

エ 通知物の送付

受注者は、作成した受診勧奨通知等の封入・封緘作業を行い対象者へ発送すること。
なお、通知物の送付に係る全ての経費は本委託業務の契約金額に含める。

オ 対象者からの問合せの対応

4 (3) イに係る各資料の記載内容に関することについては、通知物発送後 1か月間（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第二号）第一条に定める休日を除く。）、フリーダイヤルの番号を設定した電話相談窓口を設置し、この期間の 10 時から 17 時まで、対象者からの問合せに対応することとし、通知物には電話相談窓口の記載を行うこと。

また、対応に当たっては、対応マニュアルを作成し、事前に発注者の了承を得ることとし、問合せ内容については、対応記録を作成し、質問種別等ごとに集計した報告書を提出すること。

なお、対応する者は本業務の趣旨を十分に理解し、生活習慣病に関する知識を有する者とする。

(4) 再勧奨対象者の選定等

次のア～ウにより再勧奨対象者を選定する。

ア 再勧奨対象者候補名簿の作成（希望市町のみ）

対象者候補抽出時に確認したレセプトデータの最終診療月の翌月から受診勧奨通知発送月の翌月までのレセプトデータにより、対象者が受診勧奨通知発送前後に医療機関に 4 (2) ア(ア)の検査値に対応する生活習慣病に係る受診をしているかどうかについて確認し、受診していない者（以下「再勧奨対象者候補」という。）について、再勧奨対象者候補名簿を作成し、発注者及び市町に提出する。

また、再勧奨対象者候補名簿に記載する項目は、4 (2) イの対象者名簿と同一の項目を基本とし、市町が対象者選定の際に参考となる項目を受注者が提案し、発注者と協議の上定める。

イ 再勧奨対象者の決定

市町が再勧奨に適さないと判断した者等を対象者から除外し、最終的な再勧奨対象者を決定する。最終的な再勧奨対象者数は 3,000 人を上限とし、市町ごとの上限を設ける場合は、発注者が市町と調整することとする。

また、決定に当たっては、必要に応じて対象者の加除を行うものとする。

なお、市町の選定に要する期間を考慮したスケジュールとすること。

ウ 再勧奨対象者名簿（連番付）の提出

再勧奨対象者の決定後、速やかに連番を付した再勧奨対象者名簿を作成し、再勧奨通知を発送する前に発注者及び市町に提出する。

(5) 通知による医療機関への再勧奨の実施（希望市町のみ）

4 (4) イで決定した最終的な再勧奨対象者に対して、医療機関への受診勧奨を通知物の発送によって実施する。受注者は、医療機関への受診を促す通知書を作成し、市町が選定した再勧奨対象者へ送付する。通知書の発信者は市町（組織）名とし、封筒及び通知書の文面等は、発注者及び市町の要望に応じて修正等を行う。修正終了後、発信者名等を記入した通知物のサンプル（電子ファイル）を発注者及び市町に納品する。

(6) 効果検証

再勧奨対象者候補名簿の作成時に確認したレセプトデータの最終診療月の翌月から再勧奨通知による受診勧奨実施月の翌月までのレセプトデータにより、対象者が受診勧奨通知発送後に医療機関に 4 (2) ア(ア)の検査値に対応する生活習慣病に係る受診をしているかどうかを確認する。

ア 受診勧奨効果の名簿の作成

対象者への通知及び再勧奨通知による受診勧奨結果等について、4 (2) イの項目に加え、次の項目等を記載した名簿を 7 に定める納品期限までに、県全体及び市町ごとに電子ファイル（光ディスク）で作成

し、提出する。

(ア) 通知及び再勧奨通知による受診勧奨前後の受診の有無

有の場合は、受診月、医療機関名

(イ) 通知発送日及び再勧奨実施の有無

イ 検証方法

次の評価指標等により、事業実施の効果及び課題を検証し、今後の事業改善案と併せて報告する。なお、報告内容については、受注者が提案し事前に発注者と協議の上決定する。

(ア) 受診勧奨実施による医療機関への受診開始率（県全体及び市町ごと）

(イ) 月別受診率の推移（県全体）

(ウ) 受診勧奨実施者と非実施者との比較等（県全体及び市町ごと）

5 業務の履行場所

発注者及び別表1の市町庁舎、受注者の事業所等

6 実施内容と実施時期（予定）

実施スケジュールは、次を目安とし、発注者と受注者において協議の上、決定する。

仕様書番号	内容	時期	実施者→実施先
4(2)、(3)	各名簿の構成・項目案、通知資材案、問合せ対応マニュアル案の提出	令和8年4月から5月	受注者→発注者
4(1)	データ提供（別表2参照）	令和8年5月中旬	発注者及び市町→受注者
4(2)イ、ウ	対象者候補名簿、除外者名簿の提出	令和8年6月から7月	受注者→発注者及び市町
4(2)オ	対象者名簿（確定）の提出	令和8年6月から7月	受注者→発注者及び市町
4(3)エ	受診勧奨資材の発送	令和8年6月30日又は7月31日	受注者→対象者
4(3)オ	電話相談窓口の設置	令和8年7月又は8月	受注者
4(4)、(5)	再勧奨名簿の構成・項目案、再勧奨通知案の提出	令和8年8月から9月	受注者→発注者
4(1)	再勧奨用データ提供（別表2参照）	令和8年9月中旬又は10月中旬	市町→受注者
4(4)ア	再勧奨対象者候補名簿の提出	令和8年9月から11月	受注者→発注者及び市町
4(4)ウ	再勧奨対象者名簿（確定）の提出	令和8年10月から11月	受注者→発注者及び市町
4(5)	再勧奨通知の発送	令和8年10月31日又は11月30日	受注者→対象者
4(6)	受診勧奨効果の名簿の構成・項目案、受診勧奨効果検証結果報告書案の提出	令和8年9月から令和9年1月	受注者→発注者及び市町
4(1)	効果検証用データ提供（別表2参照）	令和9年2月中旬	市町→受注者

※ 発注者に納品する提出物及び成果物（以下「納品成果物」という。）のうち個人情報を含むものはその情報を除くこと。

また、電子ファイルで納品する納品成果物は、納品後、発注者による改変が可能となるよう、Microsoft社のWord、Excel、又はPowerPoint形式により、電子メール又は記憶媒体で提出すること。

7 成果物の納品

納品する成果物は、次に掲げるものを基準として、最終的な成果物については、発注者と受注者が協議の上、決定する。

仕様書 番号	成果物	納品期限	納品媒体	納品先
4(3)ウ	受診勧奨資材サンプル	発注者と協議の上決定	電子ファイル	発注者、市町
			紙資料	発注者
4(3)オ	問合せ対応記録 問合せ対応の集計結果	電話相談窓口設置終了日 から30日以内	電子ファイル	発注者
		発注者と協議の上決定		市町
4(5)	再勧奨資材サンプル	電子ファイル (光ディスク)	発注者、市町	
4(6)	受診勧奨効果の名簿		令和9年3月31日	
	受診勧奨効果検証結果報告書	電子ファイル	発注者、市町	

8 その他

業務委託契約約款、機密情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項に記載するほか、次の事項を遵守すること

(1) 業務の体制

受注者は、本業務の実施に当たって業務を総括する責任者を1名配置するとともに、業務担当者を明確にし、それぞれの所属や氏名、従事する業務を明記した任意の書面を提出すること。

なお、書面は、業務委託契約約款第3条に基づく業務工程表と併せて発注者に提出すること。

(2) 本県との調整

本業務の円滑な実施に当たって、発注者と定期的に打ち合わせをし、本業務の進捗状況を適宜報告する等、連絡調整を図ること。

また、打ち合わせを行った場合は、議事録を作成し発注者に提出すること。

(3) 再委託等

受注者による第三者への委託（以下「再委託等」という。）を行う場合は、次のとおりとする。

ア 発注者の承諾

本業務の一部を再委託等しようとする場合、受注者は、次に掲げる事項を明記した書面を提出し、あらかじめ発注者の承諾を得ること。

- (ア) 再委託等する業務の範囲
- (イ) 再委託等の合理性及び必要性
- (ウ) 再委託等の相手方の概要及びその体制（業務履行能力）と責任者
- (エ) 再委託等に係る金額

イ 再委託等の要件

再委託等する場合、本業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託等することはできない。また、本業務の契約金額に占める再委託等金額の割合は、原則2分の1未満でなければならぬ。

なお、再委託等の相手方に対して、業務委託契約約款、機密情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項に記載する事項を遵守させる必要がある。

おって、再委託等の相手方の行為については、受注者が再委託等の相手方と連帶してその責任を負うこと。

(4) 提供データに係る機密情報の取扱い

4による提供データの取り扱いに当たり、機密情報が含まれる場合は、次のとおり対応すること。
なお、再委託等の相手方に機密情報を取り扱わせる場合においても同様とする。

ア 提供データの入手

分析に活用する提供データは、受注者が、市町と調整し、情報の機密性が確保される方法を手配し、入手すること。入手に係る経費については、委託料に含めるものとする。

また、入手に当たって受注者は、授受を証明する書面を作成し、市町と授受証明を交わし、その写しを発注者に提出すること。

イ 提供データの返還等

入手した提供データは、本業務終了後直ちに、受注者が、市町と調整し、情報の機密性が確保される方法を手配し、返還、消去又は廃棄（以下「返還等」という。）すること。返還等に係る経費については、委託料に含めるものとする。

また、返還等に当たって受注者は、授受を証明する書面を作成し、市町と授受証明を交わし、その写しを発注者に提出すること。

ウ 事故発生等における報告

本業務に関し機密情報の漏えい等その他の機密情報の安全の確保に係る事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合（再委託等の相手方により当該事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合を含む。）には、直ちに発注者へ報告すること。

エ 目的外利用・提供の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た機密情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（5）再委託等の相手方に機密情報を取り扱わせる場合

ア 受注者は、8(3)アに係る書面と併せて、次の事項を記載した書面を提出すること。

- (ア) 取り扱わせる機密情報の範囲
- (イ) 再委託先等とのデータの授受及び返還等の方法とその予定時期
- (ウ) 再委託先等における機密情報の取扱に係る安全管理措置の状況

イ 受注者は、再委託した業務ごとに、速やかにデータの授受及び返還等の状況を、書面により発注者へ報告すること。

（6）その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別表1 令和8年度 未受診の被保険者への受診勧奨業務 実施市町一覧

市町名		市町名	
1	広島市	12	海田町
2	呉市	13	熊野町
3	竹原市	14	坂町
4	三原市	15	江田島市
5	尾道市	16	廿日市市
6	福山市	17	安芸太田町
7	府中市	18	北広島町
8	三次市	19	東広島市
9	庄原市	20	大崎上島町
10	大竹市	21	世羅町
11	府中町	22	神石高原町

別表2 提供データ一覧例（データ提供時期及びレセプト情報等の対象期間は令和7年度実績に基づいた例）

提供者	データ区分		データ種類	令和8年5月提供 (例)	令和8年9月提供 (例)	令和9年2月提供 (例)
別表1の市町	1	被保険者情報	特定健診等被保険者データ (KD_IF015)	令和8年3月時点分	令和8年7月時点分	令和8年12月時点分
	2	レセプト情報	レセ電コード情報ファイル 医科 (21_RECODEINFO_MED. CSV) D P C (22_RECODEINFO_DPC. CSV) 調剤 (24_RECODEINFO_PHA. CSV)	令和7年度 診療分	令和8年4月～7月 診療分	令和8年8月～12月 診療分
	3	特定健康診査	特定健診結果等情報作成抽出 (健診結果情報 (横展開) ファイル) (FKAC167) 特定健診結果等情報作成抽出 (その他の健診情報) ファイル (FKAC164)		—	—
発注者	1	外字情報	外字フォントファイル (EUDC. TTE)	○	—	—